

## **第3章 都市づくりの方針**

### **3－1 土地利用**

#### **(1) 土地利用の考え方**

本市の将来人口は、これまでの趨勢から今後とも一定の増加が予測されます。一方で、今後の全国的に人口が減少していく社会にあって、人々は、良好な居住環境、就労場所との関係、買物の利便性、医療・福祉・教育等のサービス水準などからみて、より魅力のある地域へと居住の場を移していく（選択していく）ことが予想されます。

そのためには、効果的な公共投資により産業振興や人口定着を図るとともに不効率な投資を縮減し、これによって市の財政基盤を安定・強化させ、良好な行政サービスを提供することで、持続的に都市が発展していくという良い流れを生み出す必要があります。

本市の今後の土地利用計画は、こうした都市経営の視点に基づき、コンパクトな市街地構造を誘導することで効果的・効率的な都市基盤の整備と維持管理を行うこととし、その条件のもと、既成市街地における住環境整備の推進、工・商・農などのバランスある産業振興を基本とします。

## (2) 土地利用区分

土地利用区分は、以下に示す区分を基本に配置します。

| (市街地区分) | (土地利用区分)   | (土地利用イメージ)  |
|---------|--|---|
| ・用途地域   | 住宅地<br>低層住宅地<br>中低層住宅地<br>一般住宅地  | ・低層住宅を中心誘導する地区<br>・低層住宅を中心誘導するが中層住宅も混在する地区<br>・中層住宅を含め住宅が中心であるが、その他の施設の立地もある程度許容する地区  |
|         | 商業地<br>中心商業地<br>近隣商業地<br>沿道商業地   | ・商業・業務施設を中心に誘導する地区<br>・日常的な商業機能を中心に誘導する地区<br>・沿道型商業施設の立地を誘導する地区   |
|         | 工業地<br>専用工業地<br>一般工業地  | ・工業施設や流通業務施設を中心に誘導する地区<br>・工業機能と住機能が混在する地区  |
|         | 沿道複合地（用途地域内）   | ・主要幹線道路の沿道で、商業系や工業系の沿道立地性施設を中心に誘導する地区<br>(背後地と一体的に市街地の広がりを持つ)   |
|         | 観光・レクリエーション地区  | ・大規模な公園緑地やその他の野外レクリエーション地としての利用を図る地区  |
| ・用途地域外  | 住宅地（用途地域外）<br>工業地（用途地域外）<br>沿道複合地（用途地域外）<br>土地活用地区<br>集落・農業地区<br>丘陵・森林地区 | ・用途地域外の一団の住宅地区<br>・用途地域外の一団の工業地区<br>・用途地域外の国道などの沿道で商業系や工業系の沿道立地性施設を中心に誘導する地区<br>(線的で背後地は集落・農業地区等)<br>・跡地などの土地活用を図る地区<br>・無秩序な市街化を抑制するとともに、集落環境の改善、農業の振興と農地の保全を図る地区<br>・農業の振興と農地の保全を図る地区<br>(農村集落を含む)<br>・丘陵・森林の保全と育成を図る地区 |

### ■ 土地利用区分

### (3) 土地利用配置の方針

#### ①用途地域における土地利用の配置方針

##### 1) 住宅地

住宅地は、美濃太田駅周辺の中心商業ゾーンを取り巻く形で配置し、駅北地区と現行用途地域の間の区域は、駅北地区の用途編入と合わせ住宅地として用途編入していきます。

###### ○低層住宅地

低層住宅地は、森山住宅団地、新池住宅団地、中部台住宅団地周辺を位置づけます。

低層住宅地は、戸建てを中心とした住宅地とし、ゆとりと潤いのある住環境の保全・創出を誘導します。

###### ○中低層住宅地

中低層住宅地は、美濃太田駅北側の既成市街地周辺の基盤整備進行地区及び、森山住宅団地や新池住宅団地の学校等の施設立地地区、西町周辺地区を位置づけます。

中低層住宅地は、高層住宅の混在を避けるなど計画的な土地利用配置を誘導します。

###### ○一般住宅地

一般住宅地は、既成市街地全般に配置します。住・工混在地区については、できる限り住宅系の土地利用に純化していく方針とします。

また、古井地区などでみられる都市的未利用地については、土地区画整理事業や地区計画等による計画的な都市基盤整備を推進することにより宅地化促進を図ります。

##### 2) 商業地

###### ○中心商業地

中心商業地は、駅南地区、中山道地区、駅北地区に配置し、それぞれの地区の個性を活かしつつ、回遊性を高め、歩いて楽しい市街地形成を進めます。

###### 【駅南地区】

駅南地区は、市街地再開発事業によるシティホテルが建設されるなど、中心商業地の一つの拠点となっています。このような中で、美濃太田駅前通り及びその周辺は中心市街地居住者等を主要な顧客としており、自動車を使わなくても買い回りしやすい商店街といえます。また、外国人居住が進み、外国人向けの店舗やサービスビジネスの展開がみられ、これらと共生しながら中心市街地の活性化を進める必要があります。このため、外国人利用に配慮しつつ、近隣住民が買物しやすい、したくなるようなまちづくりを進めます。また、空き地や空き家の有効利用等による店舗立地や都心居住を推進します。

また、高齢化が急速に進む中で、高齢者をはじめ多くの人々にとって暮らしやすいまちとなるよう、様々な機能がコンパクトに集積した、歩いて暮らせるまちづくりの実現が求められていることから、既存の都市基盤や都市機能（建物等）のストックを有効に活かすことにより、その役割を担うことが求められます。

### 【中山道地区】

中山道地区は、「太田宿中山道会館」の整備により観光客のさらなる増加が期待される地区であることから、歴史・文化資源を活かした市民との交流機会の増加を図ることや商業機能の強化を図ることで、観光客の滞留時間を増やすほか、歴史的まちなみ景観や歩きやすさを向上させることで回遊性の向上を図るなど、にぎわいの創出に努めます。

### 【駅北地区】

駅北地区は、広域的な幹線道路に隣接した地区であるため、本市のみならず近隣市町からのアクセス性が高い地区として、近年商業施設の立地が進んでおり、今後は可茂地域の新しい広域的な商業拠点としての発展が期待される地区です。このため、用途地域の指定や地区計画等の導入により市民と行政の協働による適切なまちづくりを推進します。

### ○近隣商業地

森山商店街や国道41号沿道地区を含む古井駅周辺地区は、基盤整備による商業環境の整備を推進します。

### ○沿道商業地

国道41号、国道248号バイパス及び中心商業地や近隣商業地と連携する主要幹線道路沿道は、沿道商業地として位置づけ、沿道型商業施設の立地誘導を図ります。

## 3) 工業地

### ○専用工業地

工業地は、既存の工業地に加え、新たに整備する工業用地に配置します。

新たな工業用地では、21世紀社会に対応する先端技術・研究開発型企業の誘致を図っていくとともに、緑豊かな丘陵地域にあって敷地内の緑化・施設デザインの配慮など周辺環境と調和のとれた工業地とします。

### ○一般工業地

既成市街地の準工業地については、良好な生活・生産環境を形成するため、基盤整備等の促進と合わせて地区計画などによる街区ごとの土地利用の純化を進めるなど、工業地と住宅地等との共存を図ります。

## 4) 沿道複合地

### ○沿道複合地

国道21号、国道41号、国道248号などの主要幹線道路の沿道は、沿道サービスの向上と背後の住宅地の環境保全に配慮し、沿道型の土地利用を誘導します。

## ②用途地域外における土地利用の考え方

### 1) 住宅地、工業地、沿道複合地、土地活用地区

#### ○住宅地

用途地域外にある一団の住宅団地であるナビウッディ蜂屋、ナビタウン美濃加茂を位置づけます。

#### ○工業地

下米田地域の牧野工業団地、ナビタウン美濃加茂の東のまとまった工業地を用途地域外工業地に位置づけます。

#### ○沿道複合地

既に商業施設等の立地が進んでいる国道248号及び山手線沿道等を沿道複合地として位置づけ、背後の集落や農地との調和に留意します。

#### ○土地活用地区

土地の有効活用を図る地区として、シュロス跡地を位置づけます。

### 2) 集落・農業地区、丘陵・森林地区

#### ○集落・農業地区（スプロール抑制地区）

加茂野地域や下米田地域、山之上地域においては、農地の中に戸建住宅や集合住宅、倉庫等の建築が個別的に進行し、道路・公園・排水施設といった都市基盤の系統性や整備効率において問題を生じており、同時に農住の混在による営農環境への影響も生じています。

また、山手線沿いの白地地域（用途地域の指定がされていない地域）においても、沿道で進行している商業施設立地等に誘引されて、背後地での宅地化の進行が懸念されます。

従って、これらの地域を「スプロール抑制地区」と位置づけ、特定用途制限地域の指定や開発許可基準の強化、建築形態制限（建ぺい率、容積率等）などの土地利用規制について農業振興施策との調整のもと、地域と協議をしながらできるだけ早い時期での導入を目指します。

土地利用規制の区域については、既に宅地化が相当程度進んでいるゾーンと、一団の農地が広がっているゾーンとに分けて、前者は今後の建替えなどに配慮した比較的緩やかな規制とし、後者はこれ以上のスプロールを防ぐため厳しい規制を取り入れることなどの検討を進めます。

また、地域が求めている生活基盤の整備（狭あい道路の改善、排水対策等）についても、例えば、土地利用規制の決定を条件として、宅地化が相当程度進んでいるゾーンで整備を推進するなど、土地利用規制のルール化と連動した取組みが求められます。

### ○集落・農業地区（その他）

スプロール抑制地区以外の集落・農業地区を位置づけ、農地の保全と集落環境の保全を図り、無秩序な開発を抑制します。

人口減少が危惧されている市北部の伊深地区や三和地区では、地区的コミュニティを次世代に引継ぐため、人口の現状維持を目指すこととしています。

このため、道路をはじめとした生活基盤の整備やコミュニティバスなどの交通サービスの改善により安全で暮らしやすい住環境の形成を目指します。

集落地は、生活道路・排水施設等の整備により、生活環境の向上を図ります。

### ○丘陵・森林地区

丘陵・森林地区は、御殿山をはじめ、市域北部から中部にかけて広がる森林や丘陵地のほか、下米田の白山周辺を位置づけ、施設緑地や地域性緑地の適用により自然環境の保全・活用に努めます。

## ③その他

### ○美濃加茂インターチェンジ周辺地区

美濃加茂インターチェンジ周辺の約 168ha の区域においては、インターチェンジ開設による開発気運の高まりにより、周辺の環境悪化をもたらすような建築物の立地が進む恐れがあるとして特定用途制限地域が指定されています。

しかしながら、当該地区は工業や物流施設等の土地利用適地でもあるため、将来、地区の特性に適した合理的な土地利用のために必要な場合は、良好な環境の形成または保持に支障を及ぼさない範囲において都市計画の見直しを検討します。

### ○観光・レクリエーション地区

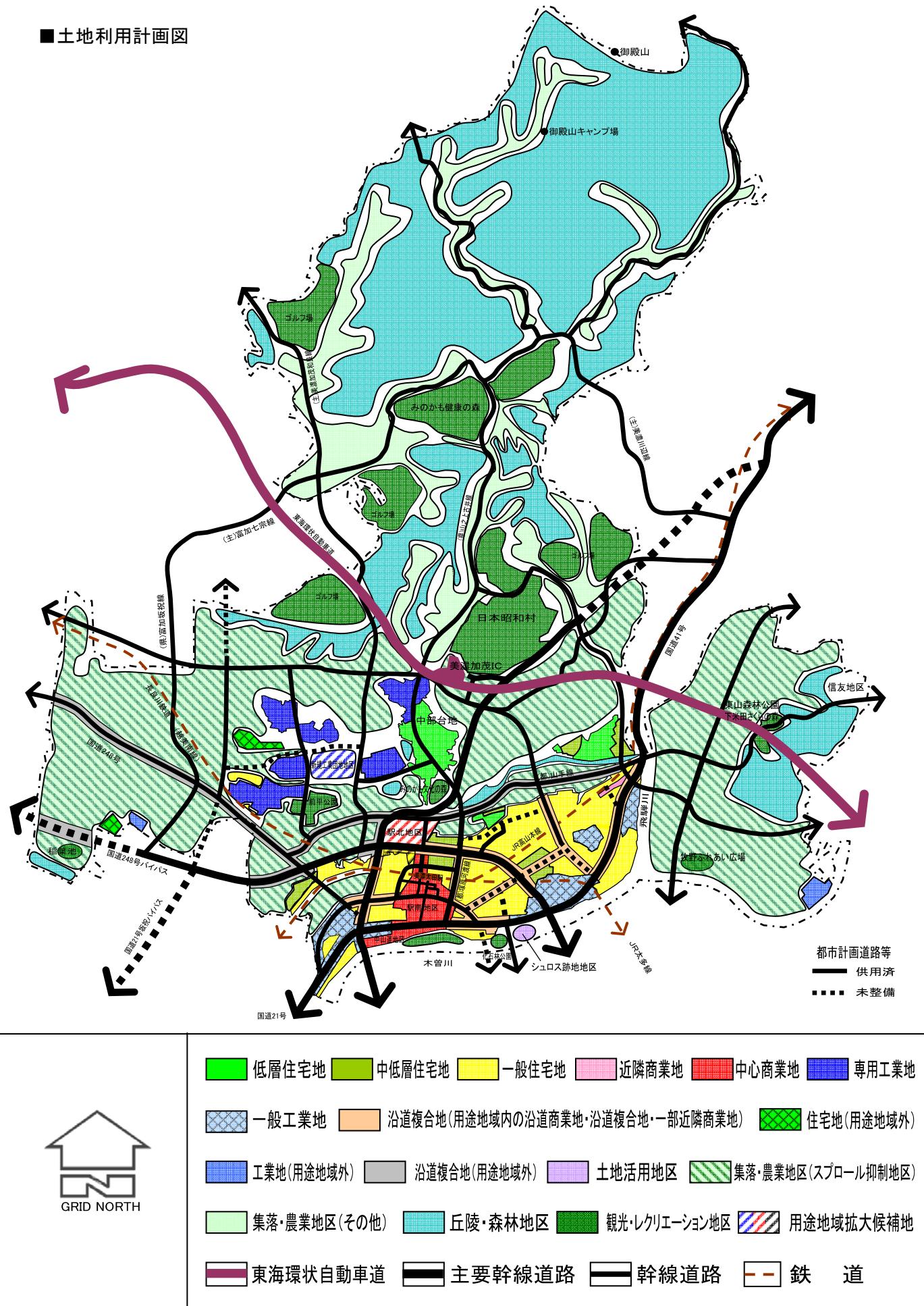
日本昭和村、みのかも健康の森、みのかも文化の森、御殿山及び御殿山キャンプ場、ゲンジホタルの里、東山森林公园下米田さくらの森、牧野ふれあい広場、前平総合公園及び化石林公園、稻葉池周辺、ゴルフ場等を観光・レクリエーション地区として位置づけます。

これらの地区は、周辺の整備と合わせ、豊かな自然環境や景観を資源とした観光・レクリエーション振興施策（サイン計画や景観保全等）を推進し、観光資源のネットワーク化及び地域の活性化を図ります。

### ○信友地区

東海環状自動車道の残土埋立地である信友地区については、農業振興施策等との調整のもと、具体的な土地活用方策について検討します。

## ■土地利用計画図



## 3－2 都市施設整備

### (1) 交通施設の方針

本市における交通体系の基本方針を以下のように設定します。

#### ○歩行者自転車利用環境の整備

市街地においては、歩行空間の確保を図るとともに、商業地、住宅地の特性に応じ、外国人にも配慮したユニバーサルデザインの導入を図る必要があります。

特に中心市街地である駅南地区、中山道地区、駅北地区においては、回遊性を高めることが重要となります。

美濃太田駅周辺は、「バリアフリー新法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）」に基づく基本構想により、歩道の段差の解消や、案内標識、視覚障害者誘導用ブロック等の整備を推進します。また、将来的には、美濃加茂市全域を対象にバリアフリー化を進めます。

#### ○公共交通の充実と自動車交通との連携強化

公共交通に関する基本方針として、公共交通の充実と自動車交通との連携強化を位置づけます。

#### ○物流の効率化

東海環状自動車道、岐阜南部横断ハイウェイ、美濃加茂下呂連絡道路などの地域高規格道路や国道21号、国道41号、国道248号バイパスなどの広域間を連絡するような道路の整備を促進し、物流の効率化を図ります。

#### ○自動車交通を支える道路ネットワークの形成

広域的道路に加え、地域間を連絡する都市計画道路や県道など自動車交通を支える道路ネットワークの形成を図ります。

#### ○土地利用を高め、魅力を創出する道路整備

道路整備にあたっては、市街地の土地利用計画に適した道路の整備水準（配置密度）を確保します。また、都市軸を形成する道路などについては道路景観の向上を図ります。

#### ○災害時に延焼遮断帯や避難路・運搬路となる道路の確保

道路は火災時などにおいて延焼遮断帯となるとともに、災害時の避難路や運搬路として重要な役割を果たすことから、これらに対応する道路の整備を進めます。

## ①道路網計画の基本方針

現況及び将来の道路交通の問題・課題に対応するため、本市では以下の視点から、将来道路網の整備を進めていくことを基本方針とします。

### ○広域道路網への対応

- ・東海環状自動車道（西回り区間）の整備促進
- ・名濃道路（国道41号線）の整備促進
- ・美濃加茂下呂連絡道路（国道41号線）の車線強化促進
- ・国道248号バイパスの整備促進
- ・東海環状自動車道の美濃加茂インターチェンジへのアクセス性の向上

### ○市域内の均衡ある発展のための道路網の形成

- ・周辺市町村との連絡強化
- ・都市骨格道路網の形成
- ・南北方向の強化・都市部東西方向の混雑緩和
- ・市街地通過交通のバイパスへの誘導
- ・美濃太田駅・古井駅へのアクセス性の向上
- ・蜂屋地域の工業団地へのアクセス強化

### ○道路整備の基本方針

- ・都市計画道路や市北部の県道等の幹線道路のうち未整備区間は、国県等との調整のもと、整備の優先順位を検討し、整備の推進を図ります。このうち、市北部の県道等で狭あいで危険な道路は、部分改良や待避所の設置等、緊急的な対応が求められます。
- ・市西部のインター連携軸として位置づけた構想路線は、ルート選定や整備方策（事業手法、事業主体、整備プログラム）について検討を図ります。
- ・生活道路は、土地区画整理事業や地区計画などを用いて整備の推進を図ります。また、集落地においても地域での協議などによる要整備路線の決定やこれに係る関係権利者の合意形成に基づき、整備の推進を図ります。
- ・通学路をはじめ、交通安全対策については、関係機関との調整のもと、早急な対応に努めます。

## ②道路環境整備の方針

道路空間は、市民が身近に実感できる都市空間の一部であることから、緑あふれる道路空間、舗装の意匠等、沿道景観対策の充実により、道路環境の向上を図ります。

### ○都市軸の形成

南北都市発展軸（交流軸）として位置づけられる（都）塚原河渡線～（県）山之上古井線は、質の高い道路空間と沿道景観の形成を図ります。

### ○歴史的まちなみの形成

中山道沿道は、歴史的意匠に配慮した舗装や街路灯等の整備により、地区の歴史的な雰囲気を演出する道路景観の形成を図ります。

### ○コミュニティ路線の修景

小学校、公民館、公園等地区の身近なコミュニティ施設への動線となる路線については、歩行者優先のひとにやさしい道路環境の整備を推進します。

## ③公共交通

### ○鉄道

鉄道は、岐阜方面や名古屋方面との連絡強化を図るため、JR高山本線やJR太多線の複線電化の促進、ダイヤの改善、名古屋市への利便性の向上などの施策を進めます。

長良川鉄道は、地域交通路線としての確立を図るため、PR活動等を積極的に進め、その利用促進を図ります。

### ○バス

バスは、高齢化の進展等による需要の高まりに対応するため、コミュニティバス等の整備強化を検討します。また、バスのサービス水準の向上を図るため、バスロケーションシステム※1やデマンドバス運行※2等の新たな公共交通システムについて検討します。

※1：バスロケーションシステムとは、走行しているバスの位置をGPSで管理し、インターネット、携帯電話及びバス停などにおいて、文字または矢印表示と音声で接近情報を案内するシステムで、バス利用者への正確な情報提供を行うことによるバス交通の利用促進を目的とするものです。

※2：デマンドバス運行とは、利用者の乗車意向（電話連絡等）があった場合のみ、既存のバス路線の基本運行ルートから少し離れた場所にある病院や公共施設の施設玄関口や臨時運行ルートの停留場まで迂回運行するサービスです。

#### ④その他の交通施設

##### ○駅前広場

J R 高山本線の古井駅、長良川鉄道の加茂野駅は、周辺地区利用者の利便性の向上を図るため、駅前広場やアクセス道路等の整備を検討します。

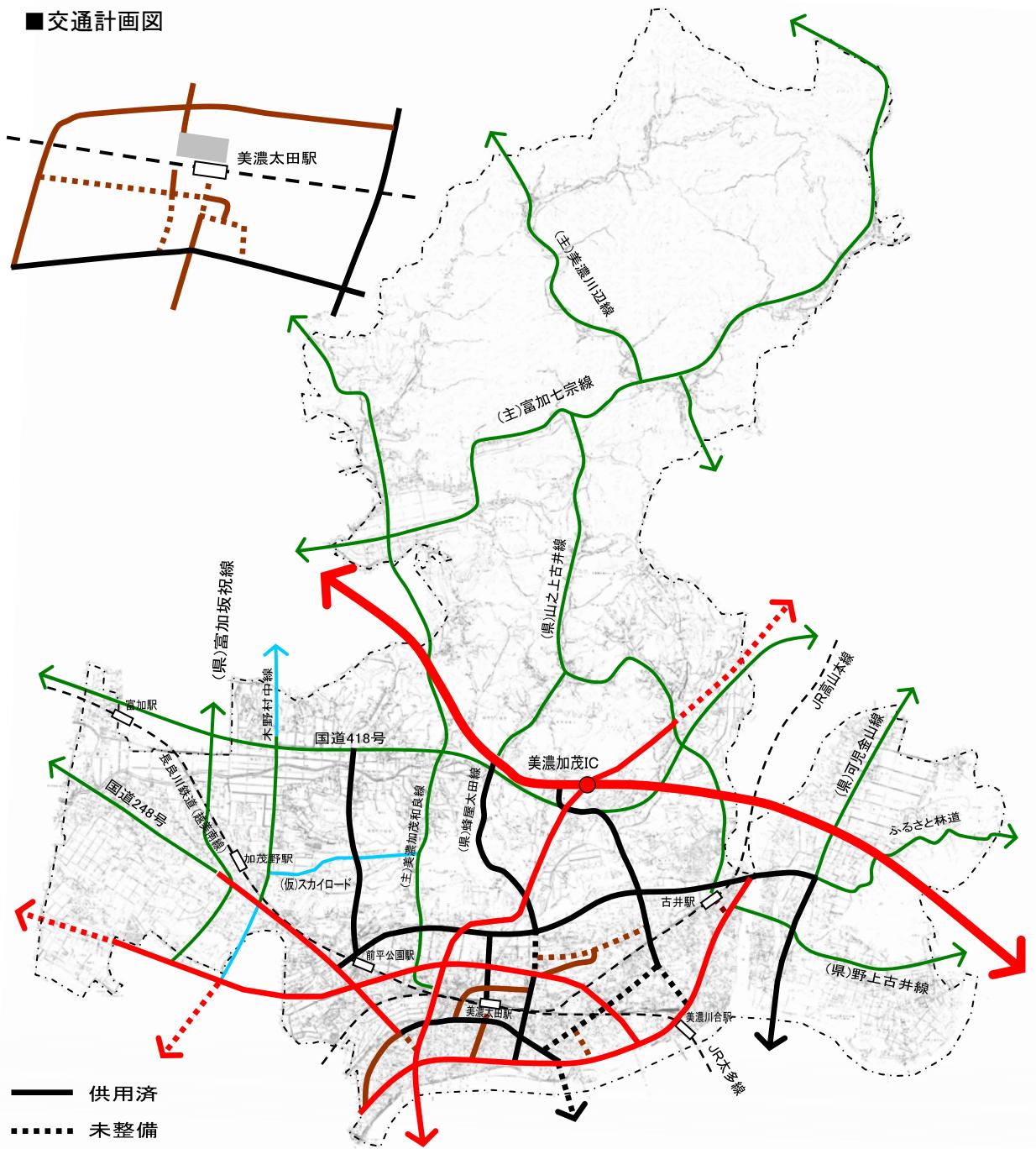
##### ○駐車場

美濃太田駅北地区等において交通結節機能の強化を図るため、パーク & ライド駐車場など、自動車駐車場の整備を推進します。

##### ○自転車駐車場

J R 美濃太田駅や古井駅、長良川鉄道の加茂野駅や前平公園駅に整備されている自転車駐車場の利用促進を図ります。

■交通計画図



注:平成18年3月現在



SCALE 1:75,000

|  |  |   |
|--|--|---|
| <input type="radio"/> 都市計画道路   | <input type="radio"/> 都市計画道路以外   | <input type="radio"/> 新規道路  |
|  主要幹線道路 |  国道・一般県道・<br>主要地方道等 |  |
|  幹線道路   |  |   |
|  補助幹線道路 |  |   |

## (2) 公園・緑地の方針

### ①公園・緑地の配置方針

本市の公園・緑地整備にあたっては、「平成記念公園（日本昭和村）」、「前平公園」「東山森林公園下米田さくらの森」、「みのかも文化の森」等の既存の公園緑地の配置を踏まえ、これらを緑の拠点とした公園緑地体系を形成します。

都市計画公園・緑地は、現在の市街地形態等を踏まえ適正配置のもと、整備の促進を図ります。また、民有地も含めて市街地等の緑化の推進を図ります。

また、丘陵地・山地など良好な自然環境の保全と活用を図り、自然と共生した緑豊かなまちづくりを進めます。

### ②公園・緑地の配置計画

#### ○都市計画公園・緑地

広域公園である平成記念公園（日本昭和村）の未整備ゾーンについては、早期の整備を目指して県との調整等を進めていきます。また、前平総合公園については、その拡張整備を進めます。

住区基幹公園については、市街地形態や誘致圏等に配慮した配置を検討します。（今後策定する景観計画等にて検討。）

#### ○その他の公園・緑地等

今泉三ツ池、稻葉池、御殿山などは、豊かな自然環境を活かした公園・緑地として、整備・活用を図ります。

地域のスポーツ活動の場等として利用されている牧野ふれあい広場は、関係機関との調整のもと、その活用を図ります。

集落地内においては、地域資源等を活かした身近な公園整備の検討を進めます。

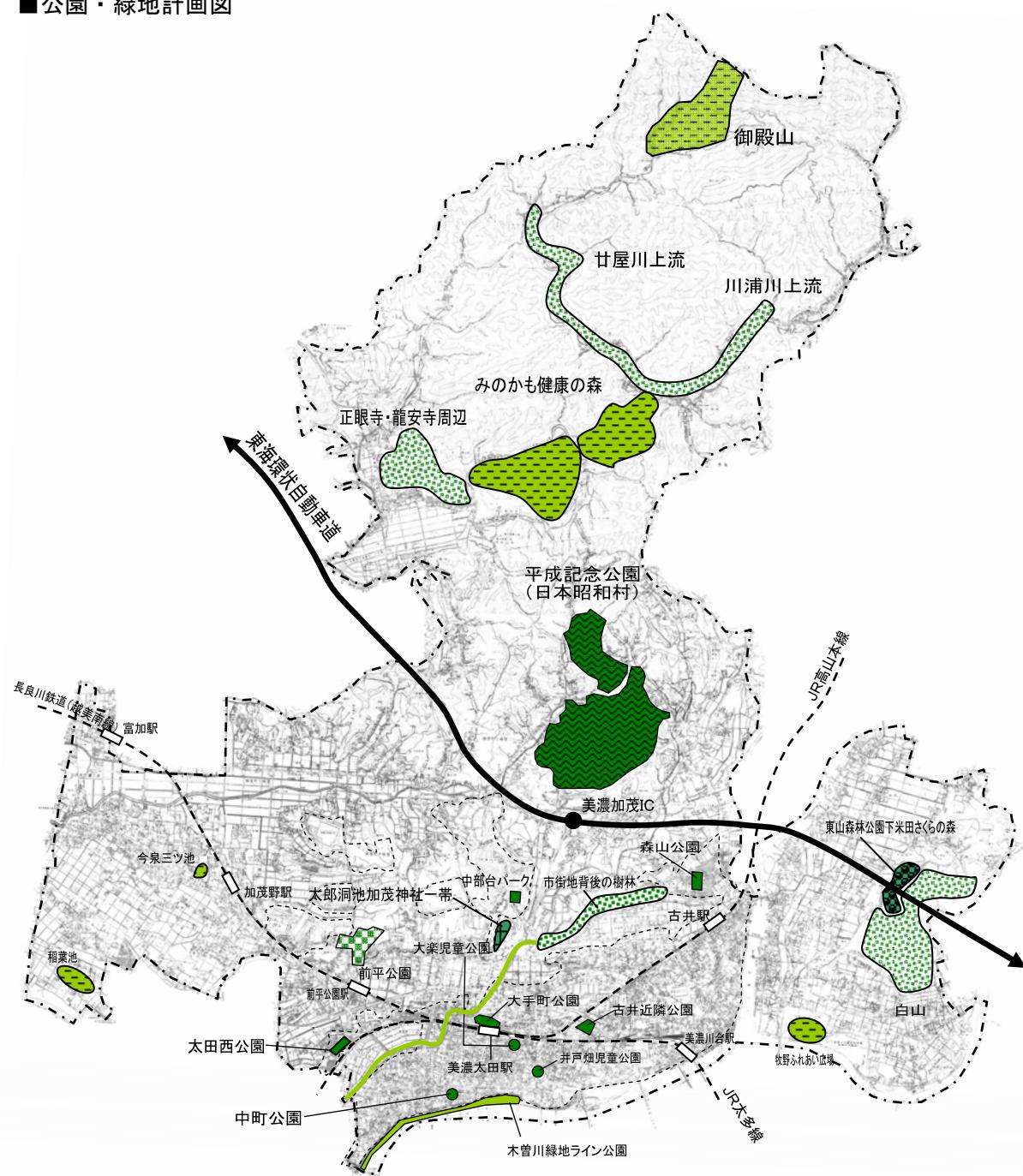
また、緑豊かなまちづくりを進めるため、民有地も含め市街地等の緑化の推進を図ります。

### ③地域制緑地（法などの土地利用コントロールにより確保する緑地）の配置計画

上記の施設緑地の整備と合わせて、地域制緑地等の指定により、市域の良好な緑の保全・整備を図ります。

地域制緑地は、甘屋川・川浦川上流地区、正眼寺・龍安寺周辺地区、市街地背後の樹林地、白山周辺地区などを風致地区とするほか、太郎洞池加茂神社周辺を特別緑地保全地区に指定するなどの方策を検討します。

## ■公園・緑地計画図



注:住区基幹公園は既存の都市計画公園のみです。



SCALE 1:75,000

---

## INDEX

The legend is organized into four main sections:

- 【都市公園】** (Urban Parks): Includes 9 categories with corresponding patterns:
  - 廣域公園 (Large-scale Park) - checkered pattern
  - 総合公園 (Comprehensive Park) - checkered pattern
  - 近隣公園 (Neighborhood Park) - solid dark green square
  - 街区公園 (Block Park) - solid dark green circle
  - 風致公園 (Scenic Park) - diagonal striped pattern
  - 特殊公園 (Special Park) - solid black square
  - 都市緑地 (Urban Green Space) - light green square
  - 緑道 (Greenway) - horizontal line
  - 【他の公園・緑地】 (Other Parks and Green Spaces) - light green square
- 【地域制緑地】** (Regional Green Management Areas): Includes 2 categories:
  - 風致地区 (Scenic Area) - dotted pattern
  - 特別緑地保全地区 (Special Green Protection Area) - checkered pattern

### (3) 河川・下水道整備の方針

#### ①河川

本市には一級河川が 10 河川あり、それぞれの整備方針を以下に示します。

砂防河川は、下流河川の改修計画のもとで早期改修に努め、普通河川は、計画的な改修を推進し、維持管理体制の強化を図ります。

#### ○木曽川

木曽川は「太田の渡し再現施設整備」などにより、都市再生整備が進められている「中山道太田宿地区」を含めた回遊性のある観光・レクリエーションルートを創出します。

#### ○飛騨川

景勝地である飛騨川・木曽川合流部付近や小山観音など、水と緑の良好な自然景観を保全するとともに、これを活かした修景整備を検討します。

#### ○加茂川（岐阜県 新五流域総合治水対策プラン（平成 19 年 3 月）より）

短期（5 年程度）から中期（30 年程度）にかけては、ネック箇所解消による暫定整備（概ね 10 年に一度の洪水を安全に流下させる）を行います。

長期的（将来的）には、ネック箇所解消による暫定整備（概ね 30 年に一度の洪水を安全に流下させる）を行います。

#### ○深渡川（岐阜県 新五流域総合治水対策プラン（平成 19 年 3 月）より）

短期（5 年程度）から中期（30 年程度）にかけては、ネック箇所解消による暫定整備（概ね 10 年に一度の洪水を安全に流下させる）を行います。

#### ○蜂屋川

周辺開発が進んでおり、改修を要望していきます。

#### ○川浦川、甘屋川、大洞川、太市川、納古川

ゲンジボタル等の生息地であり、良好な自然環境を保全します。

## ②下水道

### ○汚水

平成4年に全市域下水道整備構想を策定し、太田・古井地区は、木曽川右岸流域下水道の流域関連公共下水道事業、加茂野・蜂屋地区は単独公共下水道事業、下米田地区は流域関連特定環境保全公共下水道事業、加茂野町稻辺、山之上、伊深地区は農業集落排水事業により整備を行い、上記事業地域以外については、合併処理浄化槽の設置により全市下水道化に向けた整備を促進します。

### ○雨水

太田・古井地区の用途地域内はほぼ整備済みとなっており、未整備区域である川合・本郷地区の整備を推進します。

また、加茂野地区においては、「加茂野地区雨水排水計画基本計画」に基づき整備を推進します。

## (4) その他の都市施設計画

### ①ごみ処理施設

人口増加や生活様式の変化により、廃棄物は、多種・多様、増大化しており、文化的な生活環境を維持していくためには、これらの適切な処理が必要です。

一般廃棄物の処理は、可茂衛生施設利用組合（美濃加茂市、可児市、加茂郡、可児郡の計10市町村）によるささゆりクリーンパーク（可児市）にて対応します。

### ②ガレキ処分場

一般家庭から排出されるガレキ類の埋立処分は、「美濃加茂市一般廃棄物埋立処分場（山之上ガレキ処分場）」にて対応します。

### ③し尿処理施設

し尿処理施設は、可茂衛生施設利用組合の「緑ヶ丘クリーンセンター」により対応しており、今後は公共下水道の進捗状況に合わせ、浄化槽などからの切り替えを促進していくとともに、し尿・汚泥の適切な処理、再生利活用（肥料等）の取組みを推進します。

### ④火葬場・墓地

高齢化の進展や核家族化などによる世帯の増加に伴い、火葬場の利用や墓地の需要が増大すると予想されることから、火葬場については可茂衛生施設利用組合の「可茂聖苑」の拡張を、墓地については市営前平靈苑の拡張を図ります。

---

## ⑤文化会館・体育館や公民館

文化会館・体育館や公民館をはじめとする市民や地域住民の活動拠点については、施設整備や管理運営の充実に努めます。

## ⑥義務教育施設

将来の児童・生徒数の増減に対応しながら、施設の整備を推進します。

### 3－3 市街地整備・開発

#### (1) 市街地整備・開発の基本方針

##### ①工業地の開発について

市街地の整備・開発にあたっては、既存の工場集積により、施設規模の拡大や関連工場の誘致など、工業振興にとって有利な条件を備えていることに加えて、東海環状自動車道の整備効果をいかし、新たな工業地を開発します。

工業地開発の候補地は、既存工場が集積する蜂屋地区において計画し、合わせて東海環状自動車道美濃加茂インターチェンジと国道21号坂祝バイパスとを連絡する新たな道路整備（インター連携軸）を計画し、工場立地条件を高めます。

これらの大規模な工業開発計画のほかにも、地域振興に寄与する工場地開発を、自然環境や省農環境との調和のもと検討します。

##### ②特定用途制限地域、埋蔵文化財包蔵地域の開発について

美濃加茂インターチェンジ周辺の区域（約168ha）は、インターチェンジの開設による開発気運の高まりにより、周辺の環境悪化をもたらすような建築物の立地が無秩序に進む恐れがあるとして特定用途制限地域が指定されています。

しかし、この区域は、インターチェンジ周辺地区として、工業や物流施設等の土地利用適地でもあるため、将来、地区の特性に適した合理的な土地利用のために必要な場合は、良好な環境の形成または保持に支障を及ぼさない範囲において都市計画の見直しを図ることも考えられます。

具体的には、土地区画整理事業や一団の開発などの手法により、中部台と連担した土地利用計画（用途地域を指定）が行われる場合や、地域住民等の一定の同意に基づき都市計画提案制度を用いて、地区計画等による計画的な土地利用計画が示された場合などが想定できます。

なお、飛騨川と木曽川の合流部は、景観にすぐれた魅力ある場所ですが、埋蔵文化財包蔵地であることから、公共でも民間でも土地利用計画の具体化が困難であるため、関係権利者との調整、NPOやボランティアグループとの連携なども模索しつつ、埋蔵文化財の調査を推進し、土地利用計画の条件を整備していくことが求められます。

## (2) 市街地整備・開発事業

新規工業団地地区（拡大市街地）は工業用地整備を行うため、土地区画整理事業等による整備を予定し、今後、計画の進捗に合わせ用途地域への編入を行います。

また、用途地域内の都市的未利用地については、土地区画整理事業等による計画的な都市基盤整備を推進することにより宅地化促進を図ります。

なお、事業継続中の土地区画整理事業は以下に示す3地区です。

### ■市街地整備・開発事業候補地

| 名 称                  | 整備手法                         | 備 考       |
|----------------------|------------------------------|-----------|
| ・新規工業団地地区<br>(拡大市街地) | ・土地区画整理事業等                   | ・工業用地整備   |
| ・中部台地地区              | ・土地区画整理事業<br>(事業継続中：H9～H20)  | ・地区計画     |
| ・古井小北地区              | ・土地区画整理事業<br>(事業継続中：H16～H21) | ・都市再生整備計画 |
| ・薬師下諏訪地区             | ・土地区画整理事業<br>(事業継続中：H17～H22) | ・〃        |

## (3) 地区計画等

駅北地区（拡大市街地）は、国道41号バイパス及び国道248号バイパスの交差部に位置する地区であり、高い開発ポテンシャルを有することから、広域的な商業ゾーンにふさわしい良好な市街地形成を図るため、地区計画等による道路等の基盤整備や建築物の規制・誘導を行います。また、計画の進捗に合わせ用途地域への編入を行います。

駅北地区と現行用途地域指定地の間の位置する市街地連担地区（拡大市街地）は、駅北地区と合わせて用途地域の編入を行います。

また、用途地域内の都市的未利用地については、地区計画等による計画的な都市基盤整備を推進することにより宅地化促進を図ります。

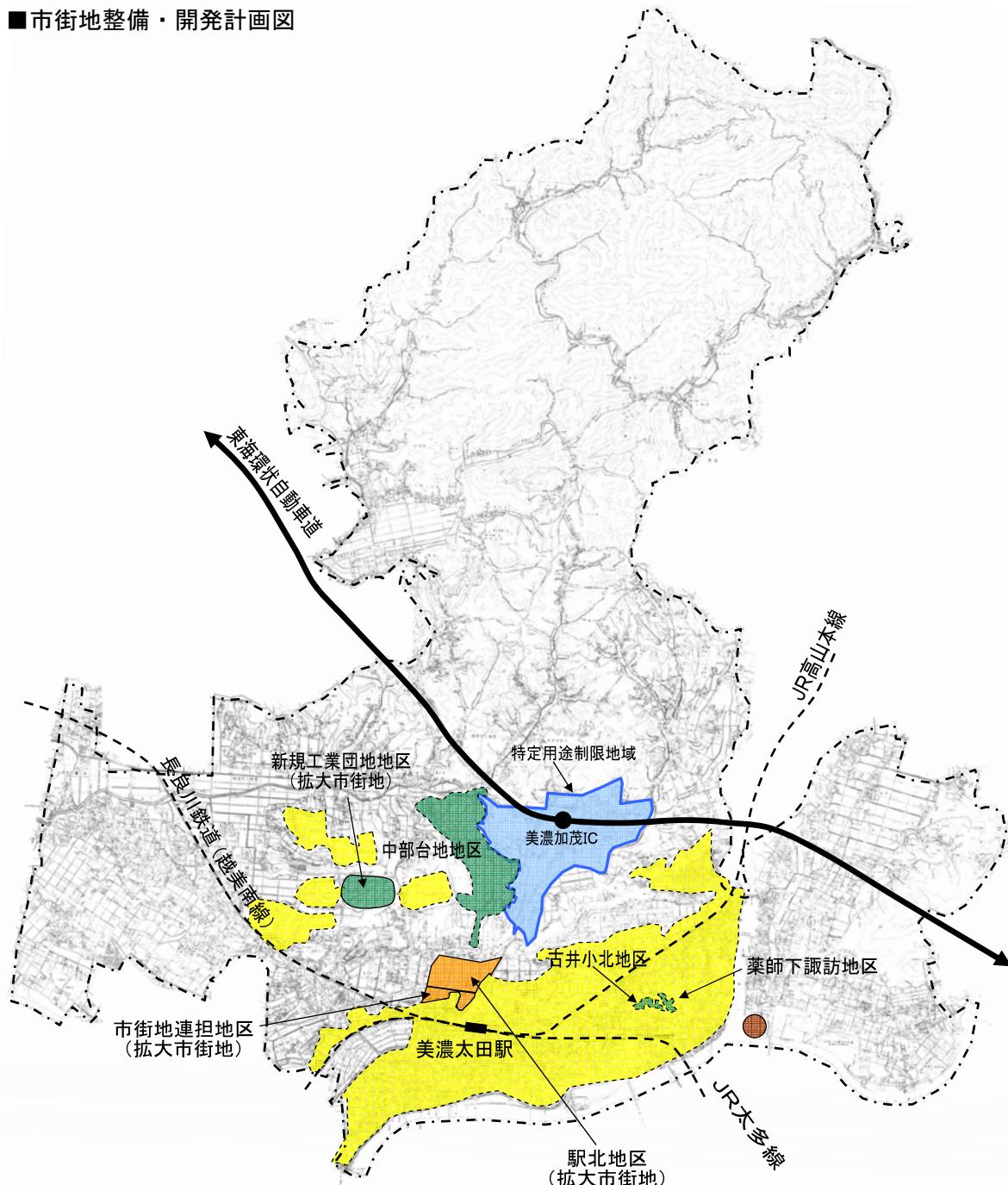
なお、用途地域の第二種住居地域、準住居地域、工業地域や白地地域（用途地域外）の沿道複合地等で大規模集客施設（床面積1万m<sup>2</sup>超の店舗、映画館、アミューズメント施設、展示場等）の立地要請があった場合は、開発整備促進区の適用による施設立地を検討します。

一方、沿道複合地を除く白地地域における床面積1万m<sup>2</sup>以下の集客施設等の立地については、特定用途制限地域の指定やまちづくり条例の制定などによる規制方策について検討します。

### ■地区計画等候補地

| 名 称                 | 整備手法     | 備 考        |
|---------------------|----------|------------|
| ・駅北地区<br>(拡大市街地)    | ・地区計画等   | ・商業用地整備    |
| ・市街地連担地区<br>(拡大市街地) | ・用途地域指定等 | ・幹線道路沿道市街地 |

■市街地整備・開発計画図



I N D E X



- |           |        |           |
|-----------|--------|-----------|
| 土地区画整理事業等 | 地区計画等  | 埋蔵文化財包蔵地域 |
| 特定用途制限地域  | 現行用途地域 |           |

### 3－4 良好的な都市環境・景観の形成等

#### (1) 都市防災の方針

森林については保全・整備を促進し、山腹崩壊や土石流を防止するとともに、山の保水力を高めることで下流域を含めた水害の軽減を図ることが求められます。

また、今後の道路整備の優先順位を決める上で、防災の観点を十分考慮に入れることができます。

一方、河川については、改修を促進するための関係機関調整、洪水調整池を必要とする開発規模の引き下げ検討、公共施設や住宅への雨水貯留施設の設置誘導等、総合的な治水対策を推進する必要があります。

さらに、今後は無秩序な宅地化を抑制し、非効率で後追い的な排水対策の発生を極力回避する必要があります。

なお、市民の安全性を確保するため、「美濃加茂市ハザードマップ」に示される危険箇所や浸水想定区域を踏まえ、避難所等の安全性確保に努めます。

#### ①水害

市街地及び周辺の河川の改修を促進していくとともに、市街地の内水排除対策として、排水機場の機能の強化を図ります。

防災機能等を有するため池については、その保全・整備を図ります。

#### ②火災・震災

既成市街地の木造住宅密集地や商店街では、オープンスペースが少なく防災機能が低い状況にあります。

地震時では2次災害である火災と延焼から安全を確保するため、避難路、避難地となる都市計画道路、公園等を地区の整備の緊急性度に応じて整備することが必要となっています。

このため公共施設などの耐震改修を促進するとともに、延焼防止、避難路、避難地に対応できる道路、公園等の基盤整備や建物の不燃化を促進し、安全な市街地の形成を図るとともに、防火・準防火地域の指定を検討します。

#### ③耐震化への取組み

重点的に耐震化を図る地域は、本市が「東南海・南海地震対策推進地域」に指定されていることから市内全域とします。

重点的に耐震化を図る建築物は、市内の住宅棟数16.8千棟の25%にあたる4.2千棟の旧基準建築物である木造住宅や不特定多数が利用する学校や病院等とします。

また、地震ハザードマップやパンフレットの作成や関係機関との連携により耐震化を促進します。

## (2) 自然環境の保全の方針

### ①森 林

本市は木曽川と飛騨川の合流点に位置し、北部は中部山岳地帯につながる「北部山地」、中央部は「中部台地」、南部は「南部低地」により構成されています。

市街地は南部から北部方向へ開発が進行しており、中部丘陵地の森林や北部山地の森林保全に努める必要があります。

特に良好な自然環境を有する高木山・富士山、御殿山、正眼寺・龍安寺、堂洞城址、白山周辺の森林や市街地背後の樹林は保全を図る必要があります。

### ②河 川

本市には自然環境の良好な飛騨・木曽川があり、「飛騨木曽川国定公園」として保全が図られています。

化石林公園は、木曽川の今渡ダムから木曽川緑地ライン公園付近の河畔や河床にかけて、近年、大型ほ乳類の足跡化石や化石林が発見された学術的にも貴重なものであり、その保全と活用を図ります。

また、川浦川・廿屋川は、自然動植物の生息地として、自然環境の保全を図ります。

### ③ため池

本市は、蜂屋調整池や太郎洞池など自然環境に恵まれた「ため池」が多く分布しています。

ため池は防災機能を有するとともに、親水空間としての活用が有効であり、保全を基本とした修景整備等を検討します。

### ④農 地

農地は、洪水調整機能を有するとともに、田園景観を構成する緑となっているため、その保全を図ります。

## (3) 景観形成の方針

地域の個性を活かした良好な景観の形成を図るため、景観行政団体となることを視野に入れ、景観法に基づく景観計画策定に向けた取組みを進めます。

## ■全体構想図

### ○拠点地区

- 都市拠点：駅南地区・中山道地区・駅北地区
- サブ拠点：古井（古井駅周辺）、加茂野（小学校周辺）
- 地域拠点：山之上、蜂屋、伊深、三和、下米田（各小学校・公民館周辺）
- 産業拠点：産業集積地区（蜂屋）、古井地区（既存工場）
- 交流拠点：ゲンジボタルの里地区、みのかも健康の森周辺地区、日本昭和村地区、東山森林公園下米田さくらの森地区、親水拠点地区、中山道太田宿周辺地区、前平公園地区、稻葉池周辺地区、みのかも文化の森地区など

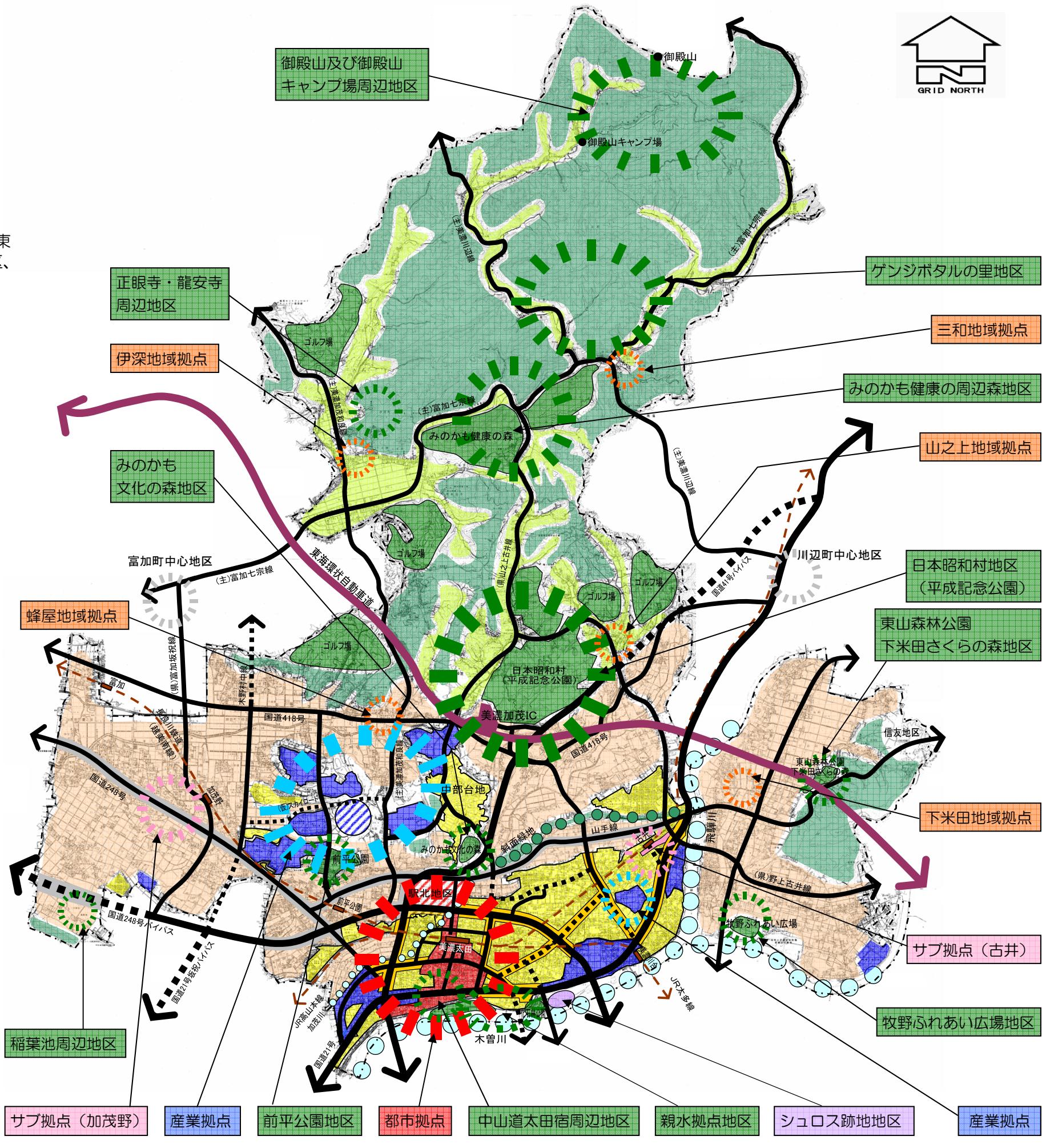


### ○交通体系の骨格

- ↔ 東海環状自動車道、美濃加茂IC
- ↔ 広域幹線道路（国道及び国道バイパス）
- ↔ 幹線道路（県道、市道、都市計画道路など）
- ↔ -> 鉄道（JR高山本線・太多線、長良川鉄道（越美南線））

### ○土地利用の配置方針

- 住宅ゾーン：住居系用途地域内、住宅団地（用途地域外）
- 住宅ゾーン（拡大市街化）：市街地連担地区
- 中心商業ゾーン：駅南地区、中山道地区
- 中心商業ゾーン（拡大市街地）：駅北地区
- 近隣商業ゾーン：古井駅周辺
- 沿道複合ゾーン：幹線道路沿道（国道21号、国道41号、国道248号など）
- 沿道複合ゾーン（用途地域外）：幹線道路沿道（国道248号、山手線など）
- 工業ゾーン：工業系用途地域内、工業団地（用途地域外）
- 工業ゾーン（拡大候補地）：蜂屋地区など
- 集落・農業ゾーン：農業振興地域
- 集落・農業ゾーン（スプロール抑制地区）：農業振興地域において、宅地化が進行している区域
- 観光・レクリエーションゾーン：公園、緑地、ゴルフ場など
- 丘陵・森林ゾーン：北部・東部の森林・丘陵地、市街地北部（山手線北側）の斜面緑地など
- 土地活用ゾーン：シユロス跡地地区
- ○ ○ 水の環境軸：加茂川、木曽川、飛騨川
- ● ● 緑の環境軸：市街地北部（山手線北側）の斜面緑地



※道路の破線は未整備、または構想路線です。